

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」の概要について

資料2

我が国の重要インフラ(10分野;情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流)横断的な情報セキュリティ水準の向上を図るための「個別設計図」として、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定(2005年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)。

1)サイバー攻撃のみならず2)非意図的要因、3)災害に起因する、「ITの機能不全が引き起こすサービスの停止や機能の低下等」(IT障害)から重要インフラを防護。

行動計画によって構築される新しい体制(4つの柱)

平時からの対策の強化

解析結果を反映



相互依存性解析

分野に起こりうる脅威、IT障害の他分野への波及を解明



分野横断的演習

相互依存性解析等に基づき行動計画の実効性を検証

総合的な検証と改善

安全基準等

重要インフラ事業者が情報セキュリティ対策を自己検証するための基準

分野A

分野B

分野C

重要インフラ連絡協議会

情報共有・分析機能

情報共有・分析機能

情報共有・分析機能

情報共有体制

IT障害に関する情報を、官民連携して適切に共有

政府

情報の流れ

IT障害発生時の対処能力の強化

安全基準等

2006年 内閣官房にて指針策定
2006年9月を目途に各分野にて安全基準等の策定・見直しを努力

情報共有体制

2006年度末までに、各分野にて情報共有・分析機能を整備(医療、水道、物流は整備に関する基本的合意を2006年度末までに完了)

相互依存性解析

2006年度 内閣官房にて試行を開始

分野横断的演習

2006年度 内閣官房にて「研究的演習」、「机上演習」を実施
2007年度 内閣官房にて「機能演習」を実施

本行動計画の実施により、官民が連携した、新しい重要インフラ防護体制の構築へ